

県単道路改良委託（茂原一宮道路二期外事業監理業務）

現場説明事項書

1. 本業務における技術者は、次のとおりとする。

なお、超過勤務時間については、当初は見込んでいない。履行期間中、発注者からの指示により、時間外勤務が必要となった場合には、協議の上、変更の対象とする。

また、常駐技術者として配置された担当技術者が途中で変更になっても、積算上、人数の変更は行わない。

（1）令和8年度

【指揮・監督】

・管理技術者 1.1 日/月×12 ヶ月

【事業管理】

・主任技術者 (19.5 日/月×1 人※₁) 日×12 ヶ月

※1 常駐・専任の取り扱い、手持ち業務金額及び件数については
特記仕様書のとおり

【関係機関協議・調査設計】

・担当技術者 (19.5 日/月×1 人※₂) 日×12 ヶ月

※2 常駐・専任の取り扱いについては特記仕様書のとおり

【事業管理・関係機関協議・調査設計】

・担当技術者 (19.5 日/月×2 人※₃) 日×12 ヶ月

※3 資料作成にあたっての人工を計上したものであり、
技術者の配置を求めるものではない。

（2）令和9年度

【指揮・監督】

・管理技術者 1.1 日/月×11.8 ヶ月

【事業管理】

・主任技術者 (19.5 日/月×1 人※₁) 日×11.8 ヶ月

※1 常駐・専任の取り扱い、手持ち業務金額及び件数については
特記仕様書のとおり

【関係機関協議・調査設計】

・担当技術者 (19.5 日/月×1 人※₂) 日×11.8 ヶ月

※2 常駐・専任の取り扱いについては特記仕様書のとおり

【事業管理・関係機関協議・調査設計】

・担当技術者 (19.5 日/月×2 人※₃) 日×11.8 ヶ月

※3 資料作成にあたっての人工を計上したものであり、
技術者の配置を求めるものではない。

（3）業務計画

・主任技術者 1.4 人日

(4) 打ち合わせ

- ・管理技術者 0.5 人/回×4 回
- ・主任技術者、担当技術者が出席する場合には上記日額の計算に含む

(5) 事業調整会議

- ・管理技術者 0.5 人/回×24 回
- ・主任技術者、担当技術者が出席する場合には上記日額の計算に含む

2. 監理業務者の職種区分

監理業務者		職 種 区 分
管理技術者		主任技師
主任技術者		技師 (A)
担当技術者	事業管理、測量調査設計、関係機関協議	技師 (C)

3. 本業務に係る旅費交通費は「設計業務等標準積算基準 (参考資料)」の旅費交通費の率を用いた積算を行い、「区分：調査、計画業務」を適用する。

履行期間について 12 ヶ月を 1 年として換算計算をした後、複数年となった場合には、上限額を年数分、倍にする。

4. 本業務の執務室の使用可能時期については、下記のとおり予定している。

執務室がある事務所	使用可能時期
長生土木事務所	契約の翌日 ～令和 1 0 年 3 月 2 5 日

5. 業務の遂行に必要となる詰所等の必要が生じた場合は、借上げ費用及び期間等について別途協議の上、設計変更の対象とする。

6. 本業務の履行に用いるパソコン、プリンター等の事務用品については、受注者が用意するものとし、業務に必要な通信回線を含む電算環境の確保は受注者が公衆回線等により行うものとする。また、受注者が用意した事務用品については行政ネットワークへの接続は認めないものとする。

必要となるパソコン、プリンターについては以下の仕様と同等以上とする。

なお CAD のソフトウェアについては、CALS/ES 電子納品要領に対応していること。

1) パソコン

No	項目	仕様
1	OS	Windows11
2	アプリケーション	Microsoft office2024
		Justsystem 一太郎 Pro
		Adobe Acrobat DC
		CADソフトウェア

2) プリンター ※インクジェットプリンターに限り設置可能。

No	項目	仕様
1	用紙	カラー出力及び最大 A3 対応

7. 駐車場は、長生合同庁舎職員駐車場を使用することとし、駐車場使用料（税抜き 2,727 円/月 × 24 カ月）を監督員の指示する方法により支払うこと。